

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都八王子市四谷町1927番地2

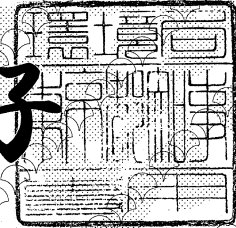
氏名 株式会社ハチオウ
代表取締役 森 裕子



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の5第1項

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成27年11月26日

許可の有効年月日 平成34年11月25日

1 事業の範囲

- (1) 収集運搬(積替え保管を含む)
- (2) 特別管理産業廃棄物の種類
 - ① 廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)、② 廃酸(pH2.0以下のもの)
 - ③ 廃アルカリ(pH12.5以上のもの)、④ 感染性産業廃棄物
 - ⑤ 特定有害産業廃棄物 ア. 廃水銀等、イ. 廃石棉等、ウ. 金属等を含む廃棄物(裏面別表1のとおり)
- (3) 積替え保管できる特別管理産業廃棄物の種類
 - ① 廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)、② 廃酸(pH2.0以下のもの)
 - ③ 廃アルカリ(pH12.5以上のもの)、④ 感染性産業廃棄物
 - ⑤ 特定有害産業廃棄物 ア. 廃水銀等、ウ. 金属等を含む廃棄物(裏面別表1のとおり)

2 積替え保管施設(施設詳細は裏面別表2のとおり)

住所: 東京都墨田区本所四丁目29番2号

3 許可の条件

- (1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとする。
- (2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。
- (5) 積替え保管を行う各廃液タンクには、同一種類の廃液以外混合をしないこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 5年 11月 26日	新規許可	
平成 27年 11月 26日	更新許可	第4回
平成 28年 4月 18日	変更許可	種類の追加(廃水銀等)
平成 30年 3月 14日	変更届	保管容量の変更
平成 30年 10月 2日	変更届	保管容器名称の変更

5 積替え許可の有無 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)

認定番号: 4-17-B0043S
(認定は感染性産業廃棄物)



産廃エキスパート



東京都

